

平成 30 年 10 月 1 日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・産業振興部産業振興課(商業担当)の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・産業振興部産業振興課(商業担当)においては、地域商業の振興を図るため、商店街・小売市場の活性化に向けた様々な支援事業に取り組んでおり、その一環として、商店街と地域関係者等との会議や商店街関係者に対するセミナー等を実施している。
- ・これらの会議・セミナーの参加対象者が商店街を形成する店舗経営者等であるため、そのニーズに合わせて商店街の店舗閉店後の 20 時ごろよりの開催としており、当局職員も、会議においては行政の見地から意見を述べるとともに、セミナーにおいては委託事業者や講師とチームを組み、効果的なプログラムとなるようそれぞれの役割分担のうえ運営しており、両方とも出席している。
- ・については、会議等の対応にあたっては、職員の健康管理および円滑な業務運営ならびに効果的・効率的な業務執行体制を図る観点から、原則として超過勤務命令が生じない場合に、勤務時間の割振り変更を行いたい。
- ・具体的には、
  - ① 勤務時間 13:30 ~ 22:00、休憩時間 17:30 ~ 18:15
  - ② 勤務時間 13:00 ~ 21:30、休憩時間 17:30 ~ 18:15の 2 パターンの勤務時間を設定し、会議・セミナー開催時間に併せていずれかを選択することとしたい。

(支部)

- ・組合員の健康管理の観点から行うものであることから、基本的に了承するものであるが、下半期からこれら夜間の対応が増えるということであるから、特定の組合員に当該業務が集中することのないように配慮されたい。また、係員が対応する場合も想定されるということであるから、突発事態が生じた際などはすぐに相談等が行えるよう、管理職等との連絡体制を確立しておくこと。

(局)

- ・ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更を実施するにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。